八代市建築物耐震改修促進計画（資料編）

（目　　次）

1　熊本地震における建築物被害の概要
（１）熊本地震の概要 ･･･ 資 - 1
（２）熊本地震の被害状況 ･･･ 資 - 2
（３）建築物の被害状況 ･･･ 資 - 2
（４）その他の被害状況 ･･･ 資 - 3

2　八代市における被害状況シミュレーション等
（１）八代市内における地震被害履歴 ･･････････････････････････････････ 資 - 4
（２）被害想定及びシナリオ ･･･ 資 - 4

3　特定既存耐震不適格建築物の耐震化の状況 ･･････････････････････････ 資 - 13

4　緊急輸送道路の指定 ･･･ 資 - 14

5　関係法令等
建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋） ･･････････････････････ 資 - 17
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋） ･･････････････････ 資 - 28
建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針 ･･････････ 資 - 36

6　各種団体連絡先 ･･･ 資 - 45

7　要緊急安全確認大規模建築物 ･･････････････････････････････････････ 資 - 46

1　熊本地震における建築物被害の概要

（1）熊本地震の概要

平成 28 年 4 月 14 日 21 時 26 分、熊本県熊本地方の深さ 11ｋｍでマグニチュード 6.5 の地震（前震）が発生し、上益城郡益城町では最大震度 7 を観測しました。更にこの地震の約 28 時間後の 4 月 16 日 1 時 25 分に同地方の深さ 12ｋｍでマグニチュード 7.3 の地震（本震）が発生し、上益城郡益城町及び阿蘇郡西原町で震度 7 を観測しました。震度 7 の観測は九州地方で初めてのことであるとともに、一連の地震活動で震度 7 を 2 度観測、更に 2 自治体同時に震度 7 を観測したことは、観測史上初めてのことです。

表１．１．１　平成 28 年熊本地震の概要

項目	前震	本震
発生日時	平成 28 年 4 月 14 日　21 時 26 分 【震源地】熊本県熊本地方（深さ１１ｋｍ）	平成 28 年 4 月 16 日　1 時 25 分 【震源地】熊本県熊本地方（深さ 12ｋｍ）
地震規模	マグニチュード 6.5	マグニチュード 7.3
最大震度	震度 7（益城町）	震度 7（益城町、西原村）

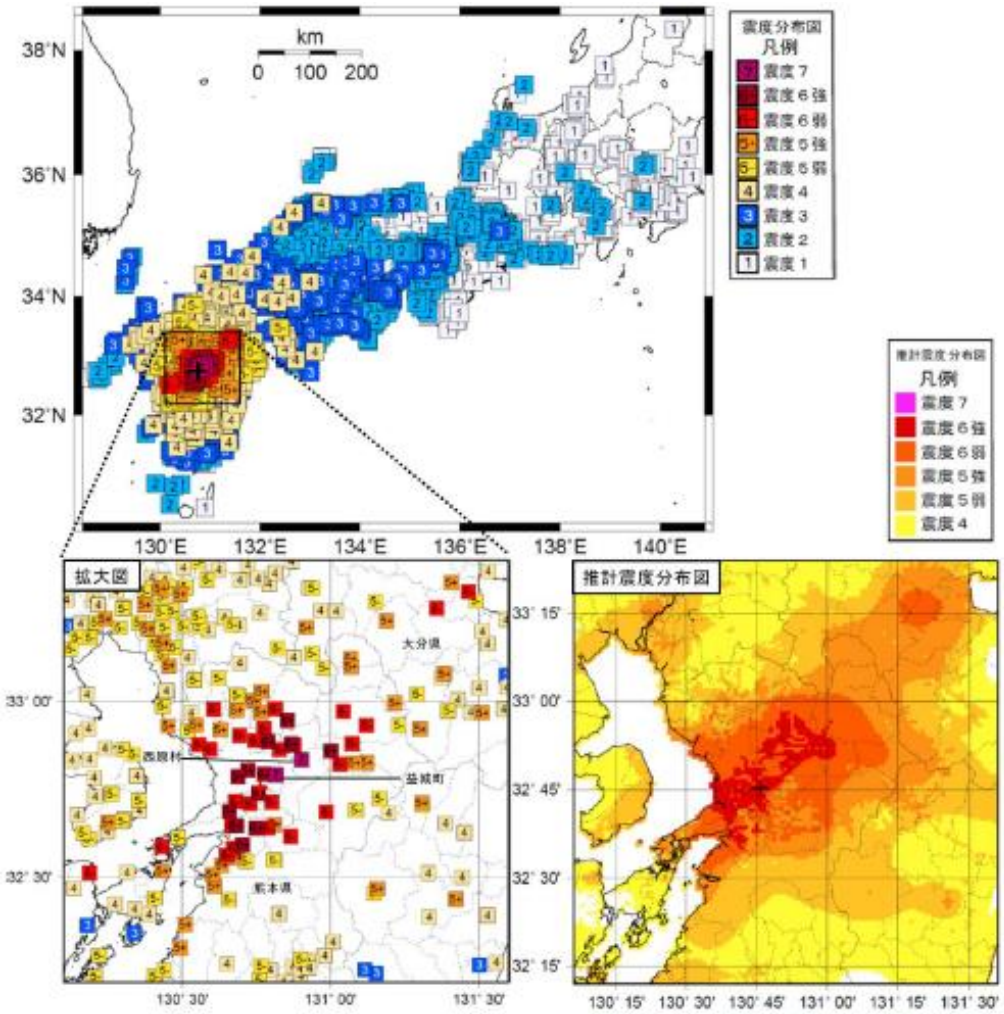

図 1..1.1　平成 28 年熊本地震（本震）の震度分布図及び推計震度分布図　（資料：気象庁ＨＰ）

（２）熊本地震の被害状況

平成 29 年 1 月 29 日現在、人的被害は死者 193 人、負傷者 2646 人、住家被害は 8,406 棟、半壊 32,836 棟、一部損壊 140,474 棟、合計 181,715 棟に上っています。

また、宅地においても地盤の亀裂、液状化等の被害が確認されています。

表 1.2.2　被害状況一覧

被害区分		状況	備考
人的被害	死者数	193 人	6 月 19 日から 6 月 25 日発生した被害のうち熊本地震との関連が美緒止められた死者数 5 人を含む
	負傷者数	2,646 人	6 月 19 日から 6 月 25 日発生した被害のうち熊本地震との関連が美緒止められた死者数 3 人を含む
住家被害	全壊	8,405 棟	6 月 19 日から 6 月 25 日発生した被害のうち熊本地震との関連が美緒止められた死者数 3 人を含む
	半壊	32,836 棟	
	一部損壊	140,474 棟	
非住家被害	公共施設	429 棟	
	その他	10,152 棟	

（資料：熊本県危機管理防災課（平成 29 年 1 月 31 日）公表資料）

（３）建築物の被害状況

益城町中心部の建築物の被害が著しい地域で日本建築学会が行った建築物の悉皆調査（対象範囲内の全数調査）では昭和 56 年 5 月以前の建築基準法に基づく耐震基準（以下「旧耐震基準」という。）のもとで建設された木造住宅建築物の倒壊率は 28.2%に上り、新耐震基準のもとで建設された木造建築物の倒壊率（昭和 56 年 6 月～平成 12 年 5 月：8.7%、平成 12 年 6 月以降：2.2%）と比較して顕著に高くなっています。

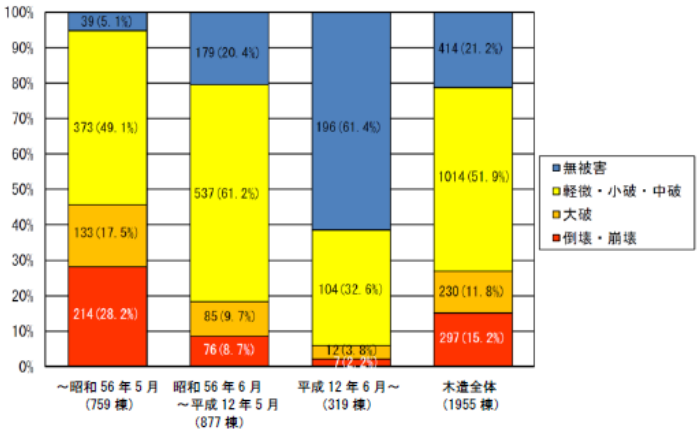

図 1.1.2　木造の建築時期別の被害状況
（資料：熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書）

また、昭和 56 年 6 月以降建設のうち倒壊した木造建築物の被害要因のほとんどは、柱と梁等の接合部が平成 12 年 6 月以降の建築基準法の規定による仕様を満たしていなかったためであると分析されています。接合部以外で被害を大きくしたと考えられる要因は、地盤変状、隣接する建築物の衝突、シロアリ

図 1.　住宅の倒壊

による木材の劣化が見られます。

学校施設は、構造体の耐震化が進んでいたため、一部損壊はあるものの倒壊した棟はありませんでしたが、県内の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校 637 校の 6 割以上にあたる 425 校が被災し、体育館の天井材や照明設備の落下等によって、指定避難所として十分に機能しなかった施設もありました。

庁舎等は 8 市町（八代市、人吉市、水俣市、天草市、宇土市、大津町、小国町、益城町）で損壊や倒壊の危険性が生じたことにより、行政機能の移転を余儀なくされました。

また、建築物周辺地盤の地割れや凹凸などの地盤変状、液状化による建築物被害も数多く発生しました。

図 1.2.4　建築物外周部の地盤の変状

図 1.2.5　盛土擁壁の被害

（4）その他の被害

その他、ブロック塀の倒壊による被害、エアコンの室外機や給湯施設の転倒の被害、エレベーター停止による閉じ込め被害なども多く発生しました。

２　八代市における被害状況シミュレーション等

（八代市地域防災計画[地震・津波災害対策編]より抜粋）

（１）八代市内における地震被害履歴

西暦（年号）	月日	規模	事項
1619（元和５年）	3.17	M6.0	肥後・八代　麦島城楼はじめ公私の家屋破壊。
1625（寛永２年）	7.21	M5.0～M6.0	肥後熊本大地震　熊本城の火薬庫爆発、城内の石垣にも被害、死者約 50 人。
1707（宝永４年）	10.4	M8.4	宝永地震　我が国最大級の地震。被害全国に及ぶ。
1723（享保８年）	12.19	M6.5	肥後大地震　肥後で倒家 980 軒。そのうち 584 軒は半倒。死者２人。重軽傷者 25 人。
1889（明治 22 年）	12.28	M6.3	熊本で直下型地震　県下では明治以降最大の被害。熊本市付近で被害大。
1931（昭和６年）	12.21	M5.5	大矢野島で群発地震　その影響で八代市では 20 万斤(120 トン)の岩石が崩れ石灰岩石採掘中の人夫３人が即死、５人が重軽傷。
1946（昭和 21 年）	12.21	M8.0	南海地震　被害は中部地方から九州地方まで及ぶ。この地震により、金峰山系の火山性地震、緑川の構造性地震など局発地震が誘発された。八代市内の被害は不明であるが、県内で死者２人、負傷者１人、住家全壊６軒、半壊６軒の被害があった。
1968（昭和 43 年）	4.1	M7.5	日向灘地震　港湾施設に小被害。津波が生じ、床上浸水や水産施設に被害があった。
2016（平成 28 年）	4.14	M6.5	熊本地震前震　最大震度５強（計画本文参照）
2016（平成 28 年）	4.16	M7.3	熊本地震本震　最大震度６弱（計画本文参照）

（２）被害想定及びシナリオ

ア．被害想定の基本方針

被害想定の条件、浸水想定規模は、「熊本県地震・津波被害想定調査結果」（以下、県被害想定という。）に基づき、八代市で最大の被害が発生するケースの組合せを想定する。

被害想定の区分は、以下の三区分とする。

被害想定の区分

想定区分	想定の概要
市域で発生	市域に大規模な地震・津波による被害が発生 ◎地震：布田川・日奈久断層帯(中部・南西部連動) 【ケース 1】(注)による地震発生 ○　八代市の最大想定震度：震度 7 ※県被害想定が検討対象とする地震で八代市の震度が最大となる地震 ◎津波：県被害想定で示された最大津波高、最大津波浸水域の津波が発生 (朔望平均満潮位の条件で津波が来襲、地震により堤防が損壊する想定) ○　八代市の最大津波高：T.P.3.0m ○　八代市の最大浸水面積：6,500ha ※県被害想定が検討対象とする津波ごとの最大津波高、最大津波浸水域を重ね合せたもの
近隣で発生	近隣自治体または九州エリアが被災、八代市域の被害は軽微
遠方で発生	八代市域の被害なし、または極めて軽微

(注)　県被害想定では、市域に大きな被害を及ぼす地震として布田川・日奈久断層帯(中部・南西部連動)について、一つの断層で４つの異なる破壊開始点を設定し、それぞれについて「ケース１～４」の地震動による被害想定を行っている。「ケース１」は、そのうち最も八代市において被害の大きくなる地震である。当該断層帯上のケース１～４の破壊開始点を、次ページの参考図に示す。

イ．被害想定条件

県被害想定によれば、八代市において、地震と津波による被害を合わせて被害が最も大きくなるものは、布田川・日奈久断層帯(中部・南西部連動)【ケース１】による地震である。一方、津波被害だけに着目すると、南海トラフを震源とする地震による津波被害が、若干の差ではあるが、最も大きくなる。

以上を踏まえ、以下に示す「布田川・日奈久断層帯(中部・南西部連動)【ケース１】による地震」及び「南海トラフを震源とする地震」で想定される被害を、八代市地域防災計画が前提とする地震・津波の被害想定の条件とする。

【参考図①】布田川・日奈久断層帯

（中部・南西部連動）のケース 1～4 の破壊開始点（図中の矢印の点）

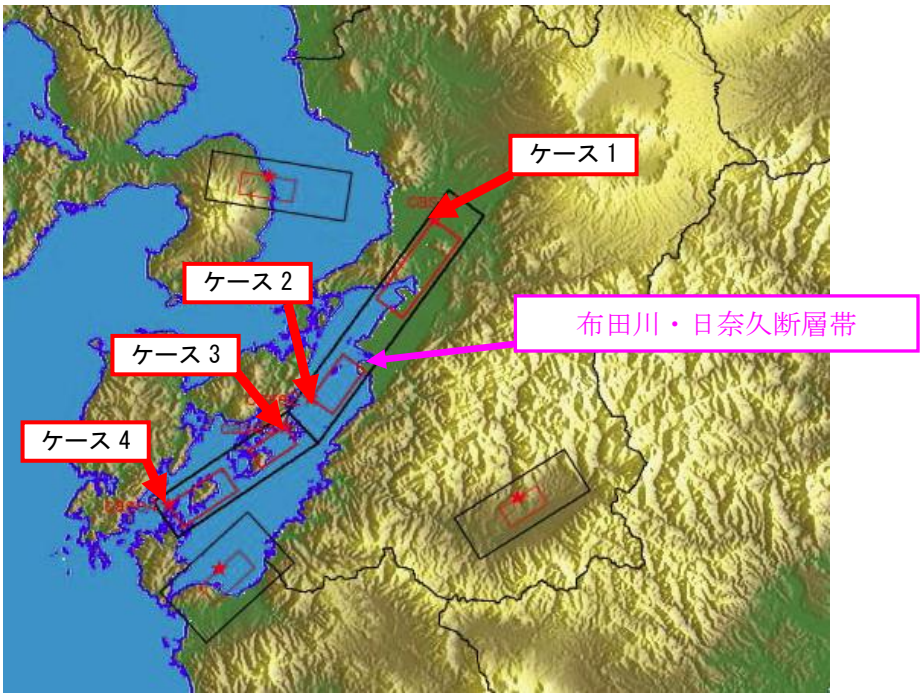

【参考図②】布田川・日奈久断層帯（中部・南西部連動）【ケース１】の被害想定図

・震度分布図＜図－１参照＞

・液状化危険度分布図＜図－２参照＞

・建物全壊棟数分布図＜図－３参照＞

・津波到達時間＜図－４参照＞

※以上は、熊本県被害想定データより本市作成。

※なお、津波浸水想定区域については、県ホームページ公表資料を参照のこと。

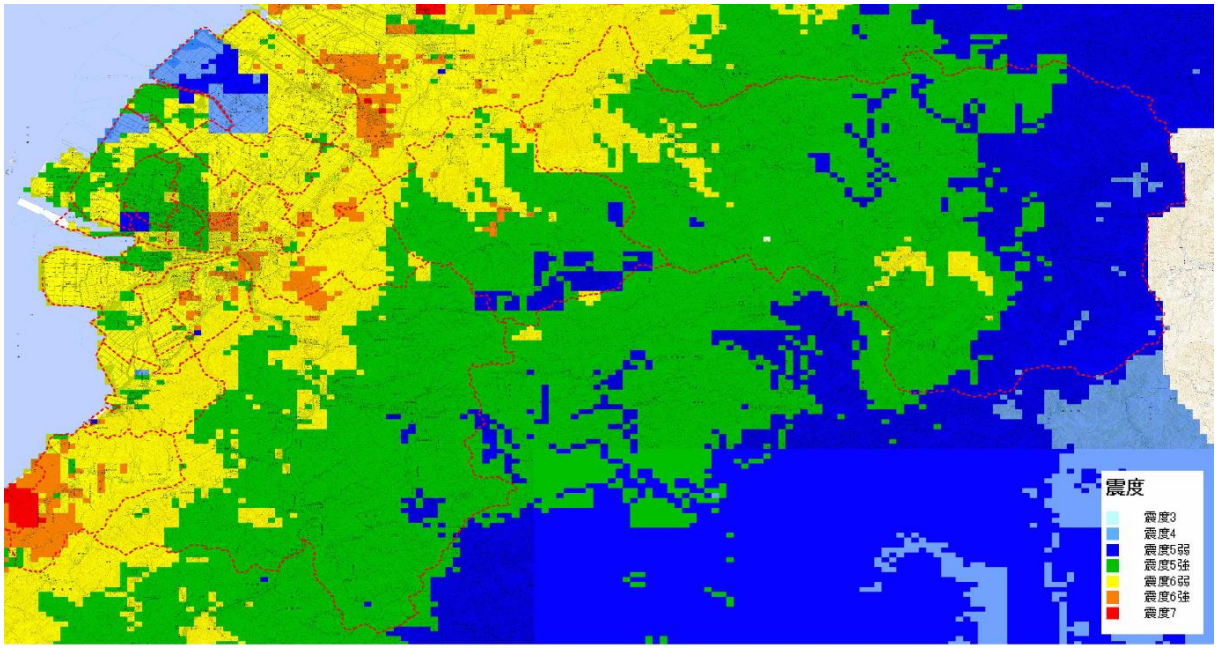

図－１　八代市の震度分布図

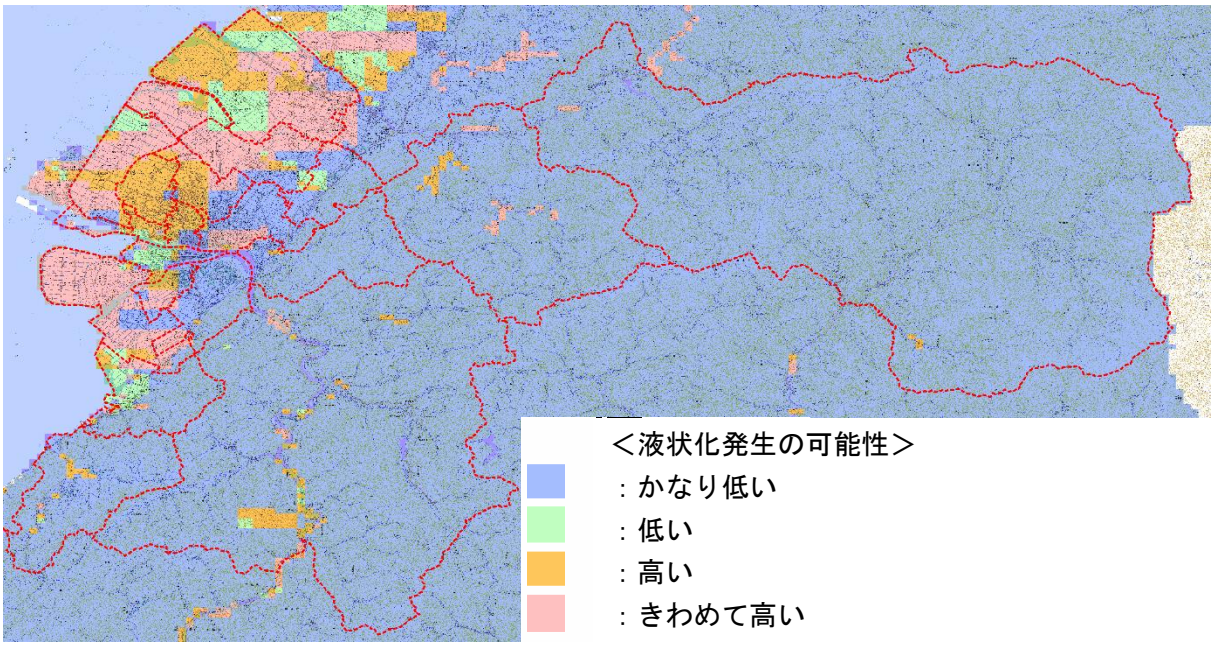

図－２　液状化危険度分布図

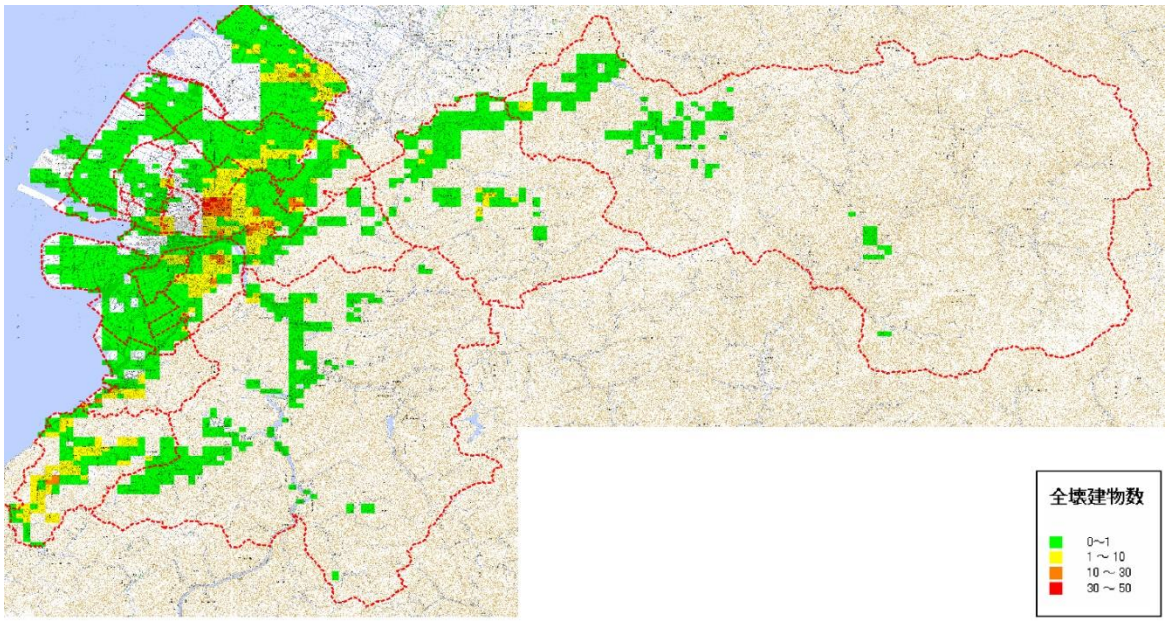

図－３　建物全壊棟数分布図

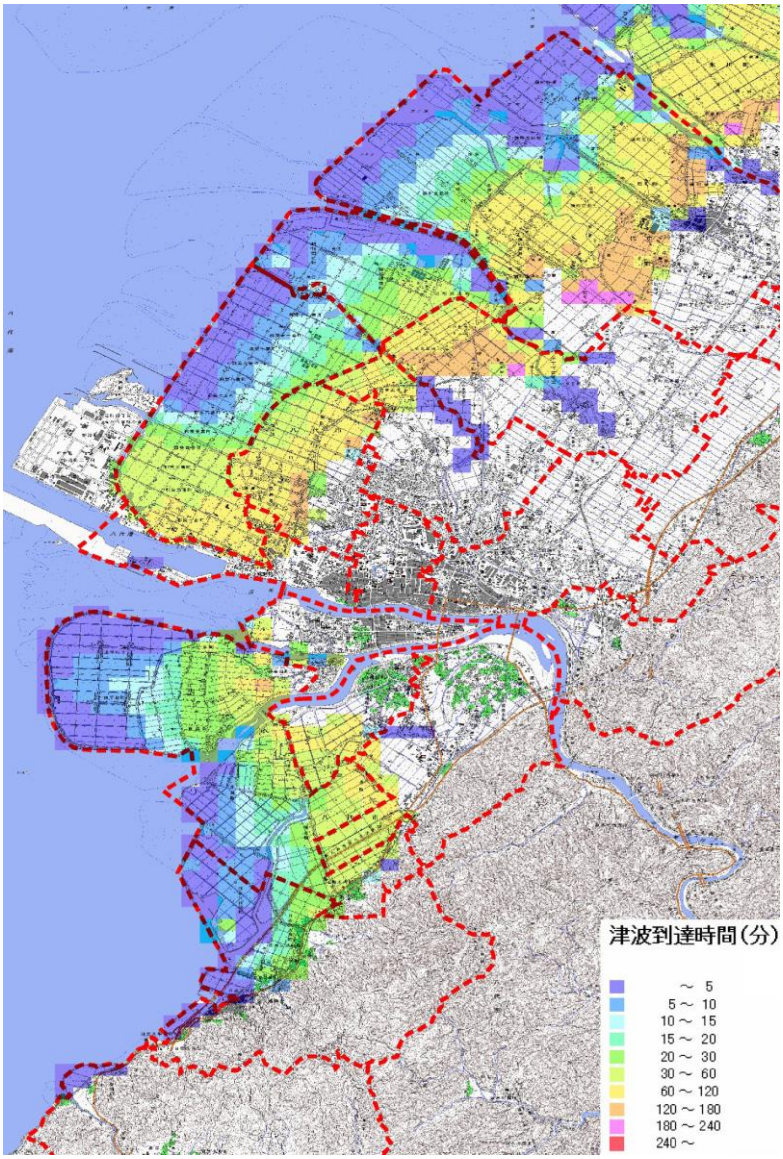

図－４　津波到達時間

地震・津波の被害想定の条件(建物被害・人的被害)

項目	区分	細目	布田川・日奈久断層帯(中部・南西部連動)【ケース1】	南海トラフ	想定条件
建物被害	揺れ	全壊(棟)	1,826	1	
		半壊(棟)	5,385	181	
	液状化	全壊(棟)	939	1,019	
		半壊(棟)	1,335	1,473	
	急傾斜地崩壊	全壊(棟)	10	2	
		半壊(棟)	22	5	
	津波	全壊(棟)	7,015	7,592	
		半壊(棟)	14,599	16,600	
	火災	全半焼(棟)	0	0	風速 11/s、冬朝 5時・夕方6時とも
		出火数	7	0	冬夕方6時
	建物被害合計	―	31,131	26,873	―
人的被害	揺れ	死者(人)	113	0	朝5時
		重傷者(人)	363	0	朝5時
		負傷者(人)	3,213	92	朝5時
	急傾斜地崩壊	死者(人)	2	0	朝5時
		重傷者(人)	1	0	朝5時
		負傷者(人)	3	0	朝5時
	津波	死者(人)	51	48	朝5時
		重傷者(人)	644	731	朝5時
		負傷者(人)	1,556	1,767	朝5時
	火災	死傷者(人)	0	0	風速 11/s、冬朝 5時・夕方6時とも
	人的被害合計	―	5,946	2,638	―

※津波による被害(網掛け部分)だけを見ると、南海トラフを震源とする地震の被害が、若干の差ではあるが、最も大きい。

※火災被害は全半焼は無いが、出火は発生する(住民・消防団等による初期消火や現有消防力で延焼なし)。

※液状化による人的被害は被害事例が無いため、県被害想定では想定から除外している。

地震・津波の被害想定の条件(ライフライン・交通輸送施設・生活支障被害等)

項目	区分	細目	布田川・日奈久断層帯(中部・南西部連動)【ケース1】	南海トラフ	想定条件
ライフライン被害	上水道	断水人口(人)[直後]	62,349	非算出	
		断水人口(人)[2日後]	54,017	非算出	
	下水道	支障人口(人)	2,121	813	
	浸水施設	処理場(箇所)	2	2	
		ﾎﾟﾝﾌﾟ場(箇所)	3	5	
交通輸送施設	道路	浸水道路 割合(%)	23	25	
	橋梁	大被害	1	0	
		中小被害	3	0	
	港湾	被害ﾊﾞｰｽ数	3	非算出	
	漁港	被害ﾊﾞｰｽ数	11	非算出	
生活支障等	避難者(人)	―	28,494	2,911	風速11/s、冬朝5時・夕方6時とも
	帰宅困難者(人)	―	5,815	5,815	
	廃棄物	ガレキ(万t)	186	144	風速11/s、冬朝5時・夕方6時とも

※非算出は、県被害想定で算出されていない項目

※道路は、高速道路、一般道路が対象。

※橋梁は、ＮＥＸＣＯ、国交省、県管理の橋脚を有するものが対象。

ウ．被害想定及び災害対応シナリオ

	区分ごとの被害想定	災害対応シナリオ
【市域で発生】	布田川･日奈久断層帯(中部･南西部連動)【ケース 1】による地震及び県被害想定で示された最大津波高、最大津波浸水域の津波を想定) 【地震】 ◎市域のほぼ全域で震度 5 弱～7 の揺れが発生、広域的な停電、通信途絶発生 ◎断層に近い市域の西部一帯では、多数の家屋の倒壊、生き埋め等の要救助者が発生 ◎多数の家屋倒壊に伴い街路閉塞や出火が多発 ◎初期消火や消防団の駆けつけが不十分な場合は延焼火災の可能性 ◎揺れや液状化による道路・橋梁等の被害多発 ◎沿岸埋立地域では、液状化が広範囲に発生 ◎中山間地(東陽・泉・坂本・二見等)では急傾斜地崩壊などの土砂災害により道路が寸断され孤立地区が発生 【津波】 ◎地震により堤防が損壊し、破堤地点付近は地震後､数分で津波到達､内陸 2km まではおおむね 30 分で浸水。最終的には 2～4 時間程度で八代市の平野部の多くが浸水。ただし河川沿いでは津波遡上により早期に浸水開始 ◎津波は八代海の内側で反射し、津波が繰り返し来襲、長時間にわたり津波が継続 ◎津波により船舶や倒壊家屋等の大量の漂流物が発生、さらに津波火災が発生 【地震・津波】(発災時) ◎地震直後から津波浸水想定域では津波避難を開始、大規模な徒歩や車による避	【地震直後】 ◎大規模地震の場合、直ちに津波避難対象地域に避難勧告・指示 ◎当該地域住民は、今後、策定予定の津波避難計画に基づく避難開始 ◎堤防被害、津波浸水状況をあらゆる手段で早期に把握し、堤防被害や津波浸水があった地域では水門・樋門・陸閘閉鎖は行わず避難 ◎市・消防本部には地震直後から救助や救急要請が殺到するが、津波の浸水状況を把握しつつ対応 ◎地震直後から避難所の開設と避難者受入の開始 【被災後】 ◎浸水域内の孤立者救助、不明者捜索 ◎負傷者等の広域医療搬送 ◎住民や市域以外から多数の安否確認依頼が殺到 ◎道路啓開、ガレキ撤去 ◎長期湛水地区でのポンプ排水 ◎浸水解消後の土地・住宅の消毒 ◎中山間地での土砂災害や孤立の把握 ◎孤立地区に対し、ヘリによる物資輸送や、当該地区からの集団避難 ◎津波で家屋を失った大量の沿岸住民避難者を市域の各所で収容 ◎住民と協働による避難所運営 ◎陸海空の多様な輸送手段の確保による物資の輸送及び提供 ◎物資の集積や配布の拠点開設 ◎協定自治体、県等へ広域応援の要請と受入や民間ボランティア受入 ◎住家被害認定調査・り災証明発行 ◎仮設住宅の建設にともなう対応 ◎災害ガレキ・ゴミの処理

	難交通が発生 ◎避難が遅れた場合、溺死者や逃げ遅れて屋上等に取り残された被災者発生 ◎消防の対応能力を超える同時多発的な火災、救助・救急の通報が殺到 【地震・津波】（被災後） ◎家屋被害やライフライン途絶のため大規模に長期避難者が発生 ◎膨大な災害対応業務のため職員負担増大 ◎大規模な物資輸送や復旧車両により幹線道路を中心に渋滞が発生 ◎被災住宅等からの大量の災害ガレキ、災害ゴミの発生	◎公共土木施設等の応急復旧 ◎早期に住民意見を反映した復興基本方針の決定と復興計画の策定
【近隣で発生】	（近隣自治体または九州エリアが被災し、八代市域の被害が軽微な場合） ◎全国または九州各地からの応援部隊が国道 3 号、九州縦貫自動車道、南九州自動車道の高速交通網や八代港などを活用することにより、市域が応援中継地となる	◎広域応援に利用できる広域的な道路、交通機関等の調査 ◎熊本県都市災害時相互応援協定及び熊本県市町村災害時相互応援に関する協定等に基づく応援実施 ・応援必要分野の調査 ・庁内応援派遣体制検討 ・応援隊派遣ルート検討 ・先発隊を派遣（詳細調査） ・応援本隊出発（随時、交代） ◎被災近隣自治体へ通じる幹線道路に応援中継拠点を設置 ◎応援中継拠点の運営
【遠方で発生】	（市域の被害はないか、または極めて軽微な場合） ◎広域応援を実施	◎広域応援に利用できる広域的な道路、交通機関等の調査 ◎被災自治体からの応援要請に基づく応援実施 ・応援必要分野の調査 ・庁内応援派遣体制検討 ・応援隊派遣ルート検討 ・先発隊を派遣（詳細調査） ・応援本隊出発（随時、交代）

３　特定既存耐震不適格建築物の耐震化の状況

特定既存耐震不適格建築物の区分別の市有施設及び民間施設の耐震化の状況を以下に示します。

	全棟数 A=B+C	昭和５６年６月以降の棟数 B	昭和５６年５月以前の棟数 C	耐震性有の棟数 D=E+F	改修不要の棟数 E	改修済の棟数 F	耐震性有の棟数 G=B+D	耐震化率 H=G/A
第１号特定既存耐震不適格建築物								
市有施設	145	71	74	69	30	39	140	96.6%
民間施設	254	173	81	41	40	1	214	84.3%
計	399	244	155	110	70	40	354	88.7%
第２号特定既存耐震不適格建築物								
市有施設	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
民間施設	45	32	13	0	0	0	32	71.1%
計	45	32	13	0	0	0	32	71.1%
第３号特定既存耐震不適格建築物								
市有施設	1	1	0	0	0	0	1	100.0%
民間施設	156	44	112	57	57	0	101	64.7%
計	157	45	112	57	57	0	102	65.0%
全棟数	601	321	280	167	127	40	488	81.2%

＊平成 28 年度建築指導課調査による

4　緊急輸送道路の指定

県促進計画において耐震改修促進法第５条第３項第３号の規定に基づく道路として指定している緊急輸送道路は、以下の表のとおりです。

また、耐震改修促進法第５条第３項第２項の規定に基づく道路を指定する場合には、地域の実情等を勘案して別途知事が定めることとなっております。

区分	道路種別	道路名	延長（km）
第一次	高規格幹線道路	九州縦貫自動車道鹿児島線	134.7
	高規格幹線道路	南九州西回り自動車道（八代JCT～日奈久IC）	12.0
	高規格幹線道路	〃　（日奈久IC～芦北IC）	16.8
	高規格幹線道路	〃　（芦北IC～水俣IC）　未供用	13.3
	高規格幹線道路	九州横断自動車道延岡線（嘉島JCT～益城料金所）	0.9
	高規格幹線道路	〃　（益城料金所～小池高山IC）	0.9
	高規格幹線道路	〃　（小池高山IC～北中島IC仮称）　未供用	10.8
	国道（指）	国道3号	140.6
	国道（指）	国道3号線(熊本北ﾊﾞｲﾊﾟｽ)	7.6
	国道（指）	国道3号線(植木ﾊﾞｲﾊﾟｽ)	2.2
	国道（指）	国道57号	95.7
	国道（指）	国道208号	31.7
	国道（指）	国道208号線(玉名ﾊﾞｲﾊﾟｽ)	8.2
	国道	国道324号幹線	3.3
	国道	国道324号新道	10.0
	国道	国道212号	22.4
	国道	国道218号	56.4
	国道	国道219号	88.6
	国道	国道221号	13.9
	国道	国道266号	156.4
	国道	国道268号	15.4
	国道	国道324号	60.2
	国道	国道325号	56.3
	国道	国道387号	28.8
	国道	国道389号	45.1
	国道	国道442号	16.2
	国道	国道443号	18.6
	国道	国道445号	10.1
	国道	国道501号	40.1
	主要地方道	県道1号 熊本玉名線	27.8
	主要地方道	県道5号 大牟田南関線	3.1
	主要地方道	県道10号 南関大牟田北線	1.7
	主要地方道	県道11号 別府一の宮線	22.6
	主要地方道	県道12号 天瀬阿蘇線	7.4
	主要地方道	県道14号 八代鏡宇土線	22.9
	主要地方道	県道16号 玉名山鹿線	13.6
	主要地方道	県道22号 熊本停車場線	1.2
	主要地方道	県道23号 菊池赤水線	4.6
	主要地方道	県道24号 本渡下田線	13.5
	主要地方道	県道27号 芦北球磨線	13.7
	主要地方道	県道28号 熊本高森線	9.9
	主要地方道	県道29号 荒尾南関線	6.3
	主要地方道	県道36号 熊本益城大津線	16.0
	主要地方道	県道44号 本渡苓北線	3.8
	主要地方道	県道45号 阿蘇公園菊池線	22.4
	主要地方道	県道46号 荒尾長洲線	9.6
	主要地方道	県道47号 本渡五和線	10.7
	主要地方道	県道51号 熊本港線	8.7
	一般県道	県道103号 熊本空港線	4.8
	一般県道	県道126号 大牟田荒尾線	3.3
	一般県道	県道232号 小池竜田線	0.9
	一般県道	県道250号 八代港大手町線	3.2
	一般県道	県道251号 郡築横手線	1.6
	一般県道	県道280号 新合高浜港線	0.7
	一般県道	県道308号 本渡港線	0.8
	一般県道	県道314号 平山荒尾線	5.4
	一般県道	県道334号 天草空港線	0.9

区分	道路種別	道路名	延長（km）
第一次	一般県道	県道336号 八代港線	6.5
	一般県道	県道339号 北外輪山大津線	13.0
	臨港道路	臨港道路東西幹線	0.6
	臨港道路	臨港道路大島線	1.3
	臨港道路	臨港道路外港南北線	1.0
	臨港道路	臨港道路1号線	1.6
	市道	1級市道 水前寺公園水前寺6丁目第1号線	0.9
	市道	1級市道 紺屋今町花畑町第1号線	0.6
	市道	1級市道 二本木2丁目新大江1丁目第1号線	3.7
	市道	1級市道 本荘5丁目帯山9丁目第1号線	7.2
	市道	2級市道 秋津新町新外3丁目第1号線	1.1
	市道	その他の市道 小山町平山町第1号線	1.2
	町道	町道 曲手小山線	2.8
	一次合計		1399.8
第二次	国道	国道212号	12.1
	国道	国道265号	44.6
	国道	国道267号	14.5
	国道	国道387号	26.0
	国道	国道388号	18.2
	国道	国道443号	51.2
	国道	国道445号	99.4
	主要地方道	県道6号 玉名立花線	10.5
	主要地方道	県道9号 日田鹿本線	6.8
	主要地方道	県道12号 天瀬阿蘇線	4.6
	主要地方道	県道18号 菊池鹿北線	15.0
	主要地方道	県道23号 菊池赤水線	11.4
	主要地方道	県道25号 宮原五木線	30.1
	主要地方道	県道26号 本渡牛深線	47.8
	主要地方道	県道28号 熊本高森線	46.9
	主要地方道	県道30号 大津植木線	10.3
	主要地方道	県道33号 人吉水上線	24.7
	主要地方道	県道34号 松島馬場線	23.0
	主要地方道	県道40号 南小国波野線	13.4
	主要地方道	県道41号 高森波野線	8.1
	主要地方道	県道42号 八代鏡線	2.9
	主要地方道	県道43号 錦湯前線	12.2
	主要地方道	県道48号 多良木相良線	14.9
	主要地方道	県道49号 熊本大津線	3.5
	主要地方道	県道52号 小川泉線	33.8
	主要地方道	県道54号 人吉ｲﾝﾀｰ線	1.5
	主要地方道	県道55号 山鹿植木線	12.7
	主要地方道	県道56号 水俣田浦線	31.6
	一般県道	県道112号 長洲玉名線	5.1
	一般県道	県道135号 高森竹田線	9.8
	一般県道	県道138号 辛川鹿本線	1.6
	一般県道	県道162号 相良人吉線	2.3
	一般県道	県道169号 大野下停車場線	0.8
	一般県道	県道206号 堂園小森線	4.4
	一般県道	県道228号 戸島熊本線	1.4
	一般県道	県道235号 益城菊陽線	3.1
	一般県道	県道260号 皆越免田線	3.0
	一般県道	県道333号 龍ヶ岳御所浦線	6.5
	一般県道	県道338号 八代不知火線	24.4
	市道	1級市道 野中3丁目田迎5丁目第1号線	4.4
	市道	2級市道 鹿帰瀬町小山7丁目第1号線	2.3
	二次合計		700.6
	合計		2100.5

※第一次：地域相互の連携等、初動体制の確保に対応する路線（災害対策本部や地方生活圏の中心都市等を接続する）
※第二次：飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線
※端数処理（四捨五入）の関係で合計が一致しない

緊急輸送道路ネットワーク路線一覧表

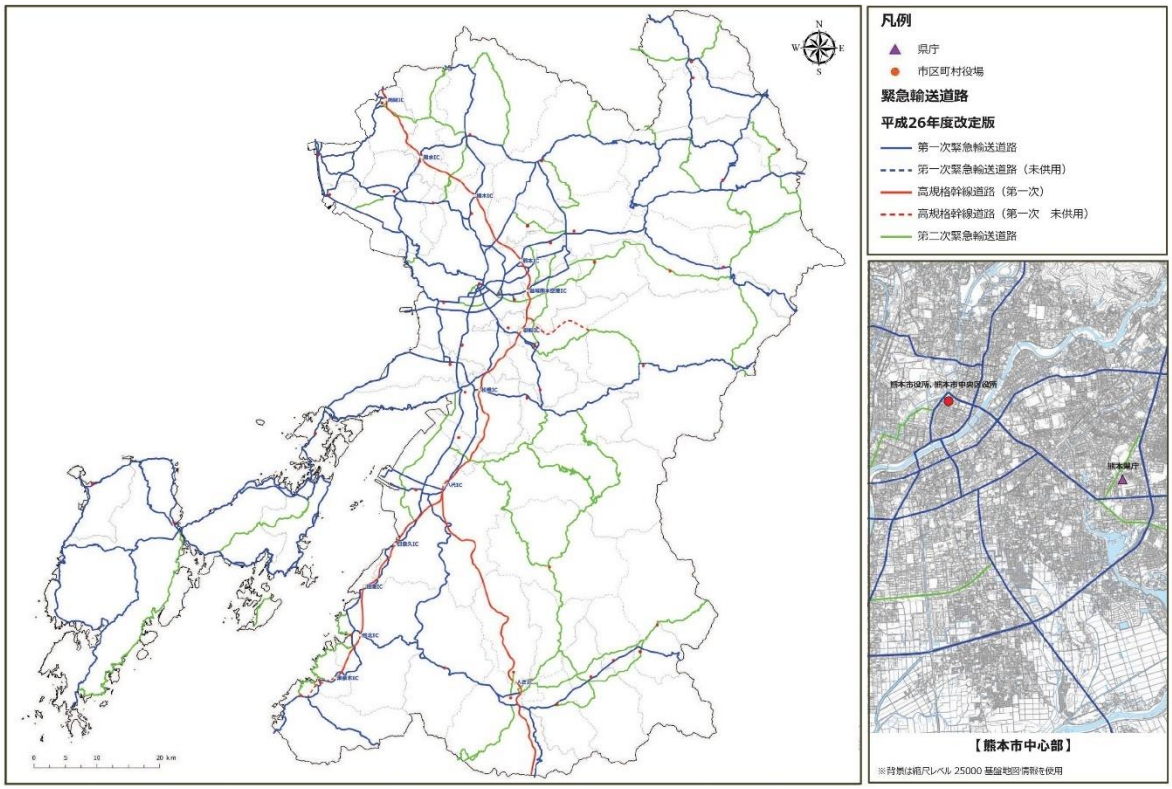

急輸送道路ネットワーク図

市促進計画においては、県が耐震改修促進法第５条第３項第３号の規定に基づき指定された緊急輸送道路の八代市管内分について、耐震改修促進法第６条第３項第２号の規定に基づく道路とします。

なお、耐震改修促進法第６条第３項第１号の規定に基づく道路を指定する場合には、地域の実情等を勘案して別途市長が定めることとします

機能区分	道路種別	路線名	路線延長（ｋｍ）
第１次	国道	一般国道３号	33.73
	国道	一般国道219号	19.52
	主要地方道	八代鏡宇土線（14）	12.41
	一般県道	八代港大手町線（250）	3.23
	一般県道	郡築横手線（251）	1.58
	一般県道	八代港線（336）	6.50
	小計		76.97
第２次	国道	一般国道443号	9.81
	国道	一般国道445号	20.96
	主要地方道	小川泉線（52）	33.83
	主要地方道	八代鏡線（42）	2.90
	一般県道	八代不知火線（338）	17.20
	小計		84.70
合計			161.67

。

緊急輸送道路ネットワーク路線表（八代管内分　高規格幹線道路を除く）

地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして、耐震改修促進法第１４条第１項第３号により政令（令第４条）で定める建築物に規定される規模の要件は下図に示すとおりです。

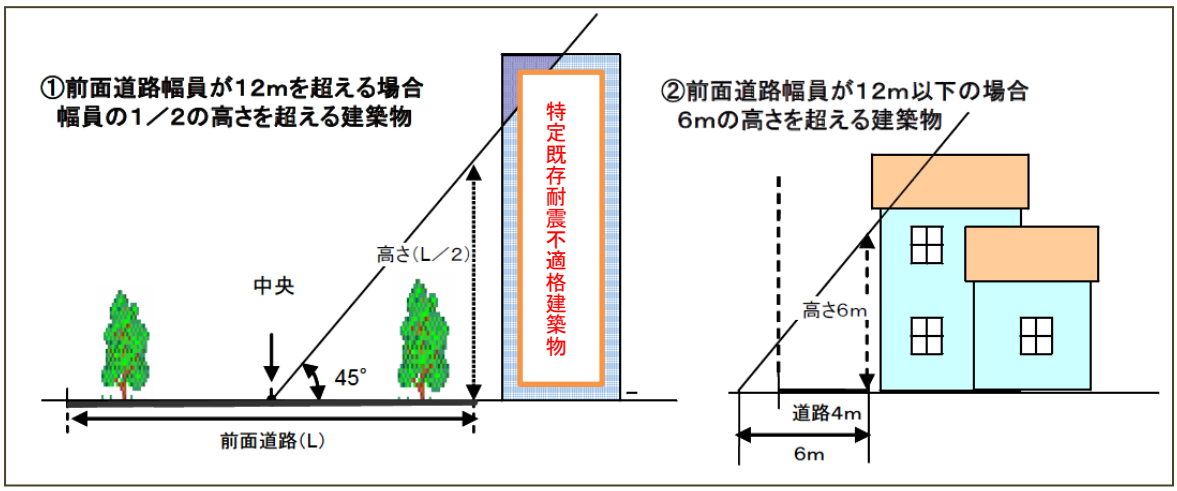

※ 前面道路の境界から建築物が後退している場合は、６ｍに後退距離を加えた高さとする。

多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物

5 関係法令等

（1） 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）（抜粋）

最終改正：平成 26 年 6 月 4 日法律第 54 号

第１章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、 改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道 府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 97 条の 2 第 1 項 又 は第 97 条の 3 第 1 項 の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第 3 条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通 又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協 力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める ものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努める ものとする。

第２章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第 4 条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な 事項

五 次条第 1 項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表 しなければならない。

（都道府県耐震改修促進計画）

第 5 条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定める ものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に 関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第 10 条第 1 項 から第 3 項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な 事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第 2 号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが 公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関 係規定」という。）に適合しない建築物で同法第 3 条第 2 項 の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないもの として政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、 耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築 物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物 が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省 令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨 げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、 当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場 合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第 14 条第 3 号において「通行障害建築物」 という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、 耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域 通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適 格建築物の耐震診断及び耐震改修の

促進を図ることが必要と認められる場合 当該通 行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 （平成 5 年法律第 52 号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第 3 条第 4 号に規定する資格を有する入居者をその全部又 は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第 6 条 に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第 19 条に規定する計画 認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第 3 条第 4 号 に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入 居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第 1 号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第 1 号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第 3 項第 5 号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表すると ともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第 3 項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。 （市町村耐震改修促進計画）

第 6 条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐 震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。） を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関 する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第 10 条第 1 項から第 3 項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事 項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第 2 号に掲げる事項に、当該各号に定める 事項を記載することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域 通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難 を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適 格建築物について、耐震診断を行わ

せ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるもの に限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域 通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難 を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適 格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通 行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければ ならない。

5 前 2 項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第３章 建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第 7 条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当 該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を 行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期 限までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 第 5 条第 3 項第 1 号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

二 その敷地が第 5 条第 3 項第 2 号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

三 その敷地が前条第 3 項第 1 号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。）同項第 1 号の規定により市町村耐震改修促進計画に 記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第 8 条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第 1 項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなくて 当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益 に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を
定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又 はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）

第 9 条 所管行政庁は、第 7 条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第 3 項の規定により耐震診 断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）

第 10 条 都道府県は、第 7 条第 2 号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第 7 条第 3 号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力）

第 11 条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改 修を行うよう努めなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第 12 条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため 必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第 4 条第 2 項第 3 号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすること ができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと 認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必 要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、 正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等）

第 13 条 所管行政庁は、第 8 条第 1 項並びに前条第 2 項及び第 3 項の規定の施行に必要な限 度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要 安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第 7 条の規定による報告の対 象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、 要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、 あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力）

第 14 条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当 該特定既存耐震不適格建

築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の 向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震 改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム その他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯 蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第 5 条第 3 項第 2 号若しくは第 3 号の規定により都道府県耐震改修促進計 画に記載された道路又は第 6 条第 3 項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

（特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等）

第 15 条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技 術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要 な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第 1 号から第 3 号までに掲げる 特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要 なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について 必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築 物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する 特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用 する特定既存耐震不適格建築物

三 前条第 2 号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第 3 号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、 正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前 2 項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安 全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存 耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定 既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第 13 条第 1 項ただし書、第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等）

第 16 条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確 保するため

必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術 指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な 指導及び助言をすることができる。

第４章 建築物の耐震改修の計画の認定

（計画の認定）

第 17 条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

２ 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 建築物の位置

二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途

三 建築物の耐震改修の事業の内容

四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画　五 その他国土交通省令で定める事項

３ 所管行政庁は、第 1 項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」 という。）をすることができる。

一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。

二 前項第 4 号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なもので あること。

三 第 1 項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震 関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規 定に適合せず、かつ、同法第 3 条第 2 項 の規定の適用を受けているものである場合に おいて、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第 2 条第 14 号 に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第 15 号 に規定する 大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、 当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同 法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前 2 号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、 かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条 例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画（2 以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画。第 5 号ロ及び第 6 号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに 衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならないものであること。

四 第 1 項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が 同法第 27 条第 2 項 、第 61 条

又は第 62 条第 1 項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第 1 号及び第 2 号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、か つ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第 27 条第 2 項 、第 61 条又は第 62 条 第 1 項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであるこ と。

(1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準 に適合していること。

(2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国 土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

五 第 1 項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物 について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対 する割合をいう。）に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ 及び第 8 項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものである ときは、第 1 号及び第 2 号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、か つ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない と認められるものであること。

六 第 1 項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物 について増築をすることにより当該建築物が建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に 対する割合をいう。）に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ 及び第 9 項において「建ぺい率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第 1 号及び第 2 号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、か つ、当該工事により、当該建築物が建ぺい率関係規定に適合しないこととなることが やむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない と認められるものであること。

4 第 1 項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第 6 条第 1 項 の規定による 確認又は同法第 18 条第 2 項 の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

5 建築基準法第 93 条 の規定は所管行政庁が同法第 6 条第 1 項 の規定による確認又は同 法第 18 条第 2 項 の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第 93 条の 2 の規定は所管行政庁が同法第 6 条第 1 項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若 しくはその

敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基 準法第 3 条第 3 項第 3 号 及び第 4 号 の規定にかかわらず、同条第 2 項 の規定を適用する。

一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けている建築物等であって、第 3 項第 1 号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものと して計画の認定を受けたもの

二 計画の認定に係る第 3 項第 3 号の建築物等

7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第 3 項第 4 号の建築物については、建築基準法第 27 条第 2 項 、第 61 条又は第 62 条第 1 項の規定は、適用しない。

8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第 3 項第 5 号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。

9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第 3 項第 6 号の建築物については、建ぺい率関係規定は、適用しない。

10 第 1 項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認又は同法第 18 条第 2 項の規定による通知を要するものである場合において、所管行 政庁が計画の認定をしたときは、同法第 6 条第 1 項 又は第 18 条第 3 項の規定による確 認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

（計画の変更）

第 18 条 計画の認定を受けた者（第 28 条第 1 項及び第 3 項を除き、以下「認定事業者」と いう。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除 く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（計画認定建築物に係る報告の徴収）

第 19 条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第 1 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

（改善命令）

第 20 条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（計画の認定の取消し）

第 21 条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

（建築物の地震に対する安全性に係る認定）

第 22 条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規 定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」と いう。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項 において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認 定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広 告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（基準適合認定建築物に係る認定の取消し）

第 23 条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第 2 項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

（基準適合認定建築物に係る報告、検査等）

第 24 条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第 22 条第 2 項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に 係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第 13 条第 1 項ただし書、第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第 6 章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定）

第 25 条 耐震診断が行われた区分所有建築物（2 以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項 に規定する区分所有者をいう。以下同 じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第 25 条第 1 項 の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第 34 条 の規定による集会において指定 された区分所有者）又は同法第 49 条第 1 項 の規定により置かれた理事をいう。）は、国 土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震 改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地 震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合して いないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震 改修が建物の区分所有等に関する法律第 17 条第 1 項 に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項 中「区分所有者及び議決権の各 4 分 の 3 以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項 ただし書の規定 は、適用しない。

（要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力）

第 26 条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改 修を行うよう努めなければならない。

（要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第 27 条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認め るときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な 指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、 正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前 2 項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性 に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建 築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、 要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させること ができる。

5 第 13 条第 1 項ただし書、第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第７章 建築物の耐震改修に係る特例（略） 第８章 耐震改修支援センター（略） 第９章 罰則（略）

---------- 附 則

（施行期日）

第 1 条 （略）

（機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限）

第 2 条 （略）

（要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等）

第 3 条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第 7 条各号に定める期限が平成 27 年 12 月 30 日以 前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の 所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月 31 日までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する 既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用 する既存耐震不適格建築物

三 第 14 条第 2 号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

2 第 7 条から第 13 条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模 建築物であるものについて、第 14 条及び第 15 条の規定は要緊急安全確認大規模建築物に ついては、適用しない。

3 第 8 条、第 9 条及び第 11 条から第 13 条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物に ついて準用する。この場合において、第 8 条第 1 項中「前条」とあり、並びに第 9 条及び 第 13 条第 1 項中「第 7 条」とあるのは「附則第 3 条第 1 項」と、第 9 条中「前条第 3 項」 とあるのは「同条第 3 項において準用する前条第 3 項」と、第 13 条第 1 項中「第 8 条第 1 項」とあるのは「附則第 3 条第 3 項において準用する第 8 条第 1 項」と読み替えるものと する。

4 前項において準用する第 8 条第 1 項の規定による命令に違反した者は、100 万円以下の罰金に処する。

5 第 3 項において準用する第 13 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50 万円以下の罰金 に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人 の業務に関し、前 2 項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に 対しても当該各項の刑を科する。

（以下略）

（2） 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成 7 年政令第 429 号）（抜粋） 最終改正：平成 28 年 2 月 17 日政令第 43 号

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律 （以下「法」という。）第 2 条第 3 項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法 （昭和 25 年法律第 201 号）第 97 条の 2 第 1 項 の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第 6 条第 1 項第 4 号 に掲げる 建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく 命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物と する。

2 （略）

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

第 2 条 法第 5 条第 3 項第 1 号 の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

一 診療所

二 電気通信事業法 （昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号 に規定する電気通信事業の 用に供する施設

三 電気事業法 （昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 16 号 に規定する電気事業の 用に供する施設

四 ガス事業法 （昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 10 項 に規定するガス事業の用に供する施設

五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 （昭和 42 年法律第 149 号） 第 2 条第 3 項 に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設

六 水道法 （昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 2 項 に規定する水道事業又は同条第 4 項 に規定する水道用水供給事業の用に供する施設

七 下水道法 （昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 3 号 に規定する公共下水道又は同条第 4 号 に規定する流域下水道の用に供する施設

八 熱供給事業法 （昭和 47 年法律第 88 号）第 2 条第 2 項 に規定する熱供給事業の用に供する施設

九 火葬場

十 汚物処理場

十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 （昭和 46 年政令第 300 号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第 5 条第 1 項 に規定するごみ処理施設

十二 廃棄物処理法施行令第 7 条第 1 号 から第 13 号の 2 までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみ の処理を行うものを除く。）

十三 鉄道事業法 （昭和 61 年法律第 92 号）第 2 条第 1 項 に規定する鉄道事業の用に供 する施設

十四 軌道法 （大正 10 年法律第 76 号）第 1 条第 1 項 に規定する軌道の用に供する施設

十五 道路運送法 （昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号 イに規定する 1 般乗合旅客 自動車運送事業の用に供する施設

十六 貨物自動車運送事業法 （平成元年法律第 83 号）第 2 条第 2 項 に規定する 1 般貨 物自動車運送事業の用に供する施設

十七 自動車ターミナル法 （昭和 34 年法律第 136 号）第 2 条第 8 項 に規定する自動車 ターミナル事業の用に供する施設

十八 港湾法 （昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項 に規定する港湾施設

十九 空港法 （昭和 31 年法律第 80 号）第 2 条 に規定する空港の用に供する施設

二十 放送法 （昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 2 号 に規定する基幹放送の用に供する施設

二十一 工業用水道事業法 （昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 4 項 に規定する工業用水 道事業の用に供する施設

二十二 災害対策基本法 （昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 10 号 に規定する地域防災 計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるも のとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

第 3 条 法第 5 条第 3 項第 1 号 の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築 物は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年 6 月 1 日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第 7 条第 5 項 、第 7 条の 2 第 5 項又は第 18 条第 18 項の規定による 検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建 築基準法施行令第 137 条の 14 第 1 号に定める建築物の部分（以下この条において「独立 部分」という。）が 2 以上ある建築物にあっては、当該 2 以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたも

のに限る。）を除く。

一 建築基準法第 86 条の 8 第 1 項の規定による認定を受けた全体計画に係る 2 以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

二 建築基準法施行令第 137 条の 2 第 3 号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号 イに適合するもの

三 建築基準法施行令第 137 条の 12 第 1 項 に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

（通行障害建築物の要件）

第 4 条 法第 5 条第 3 項第 2 号 の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に 応じ、それぞれ当該各号に定める距離（これによることが不適当である場合として国土交 通省令で定める場合においては、当該幅員が 12 メートル以下のときは 6 メートルを超える範囲において、当該幅員が 12 メートルを超えるときは 6 メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えたものを超える建築物とする。

一 12 メートル以下の場合 6 メートル

二 12 メートルを超える場合 前面道路の幅員の 2 分の 1 に相当する距離

（要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査）

第 5 条 所管行政庁は、法第 13 条第 1 項 の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第 7 条 の規定による報告の対 象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第 13 条第 1 項 の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設 備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第 6 条 法第 14 条第 1 号 の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 診療所

三 映画館又は演芸場

四 公会堂

五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗

六 ホテル又は旅館

七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿

八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するも の

十 博物館、美術館又は図書館

十一 遊技場

十二 公衆浴場

十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する もの

十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十五 工場

十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設

十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第 14 条第 1 号 の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数 2 及び床面積の合計 500 平方メートル

二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以 下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第 8 号若しくは第 9 号に掲げる建築物（保 育所を除く。） 階数 2 及び床面積の合計 1,000 平方メートル

三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、 集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第 1 号から第 7 号まで若しくは第 10 号から第 18 号までに掲げる建築物 階数 3 及び床面積の合計 1,000 平方メートル

四 体育館 階数 1 及び床面積の合計 1,000 平方メートル

3 前項各号のうち 2 以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第 14 条第 1 号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第 7 条 法第 14 条第 2 号 の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

一 消防法 （昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条第 7 項 に規定する危険物（石油類を除く。）

二 危険物の規制に関する政令 （昭和 34 年政令第 306 号）別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類又は同表備考第 8 号に規定する可燃性液体類

三 マッチ

四 可燃性のガス（次号及び第 6 号に掲げるものを除く。）

五 圧縮ガス

六 液化ガス

七 毒物及び劇物取締法 （昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条第 1 項 に規定する毒物又は同 条第 2 項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第 14 条第 2 号 の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第 6 号及び第 7 号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で 圧力が 1 気圧の状態における数量とする。）とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 10 トン
ロ 爆薬 5 トン
ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 50 万個
ニ 銃用雷管 500 万個
ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 5 万個
ヘ 導爆線又は導火線 500 キロメートル
ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 2 トン
チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の 区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

二 消防法第 2 条第 7 項 に規定する危険物 危険物の規制に関する政令 別表第 3 の類別 の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同 表の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量

三 危険物の規制に関する政令 別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類 30 トン

四 危険物の規制に関する政令 別表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体類 20 立方メートル

五 マッチ 300 マッチトン

六 可燃性のガス（次号及び第 8 号に掲げるものを除く。） 2 万立方メートル

七 圧縮ガス 20 万立方メートル

八 液化ガス 2,000 トン

九 毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項 に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 20 トン

十 毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 200 トン

3 前項各号に掲げる危険物の 2 種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量 の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が 1 である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

第 8 条 法第 15 条第 2 項 の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物 である特定既存耐震不適格建築物とする。

一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設

二 病院又は診療所

三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

四 集会場又は公会堂

五 展示場

六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

七 ホテル又は旅館

八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するも の

九 博物館、美術館又は図書館

十 遊技場

十一 公衆浴場

十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する もの

十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は 待合いの用に供するもの

十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の 用に供されるもの

十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園

十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

十九 法第 14 条第 2 号 に掲げる建築物

2 法第 15 条第 2 項 の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面 積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

一 前項第 1 号から第 16 号まで又は第 18 号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の 合計 2,000 平方メートル

二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計 750 平方メートル

三 小学校等 床面積の合計 1,500 平方メートル

四 前項第 19 号に掲げる建築物 床面積の合計 500 平方メートル

3 前項第 1 号から第 3 号までのうち 2 以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第 15 条第 2 項 の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第 1 号から第 3 号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第 1 号から第 3 号までに定める床面 積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）

第 9 条 所管行政庁は、法第 15 条第 4 項 の規定により、前条第 1 項の特定既存耐震不適格建築物で同条第 2 項に規定する規模以上のもの及び法第 15 条第 2 項第 4 号に掲げる特定 既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第 15 条第 4 項 の規定により、その職員に、前条第 1 項の特定既存耐震不適格建築物で同条第 2 項に規定する規模以上のもの及び法第 15 条第 2 項第 4 号 に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの 特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに 当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書 類を検査させることができる。

（基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査）

第 10 条 所管行政庁は、法第 24 条第 1 項 の規定により、法第 22 条第 2 項 の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準 適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第 24 条第 1 項 の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基 準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認 定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他 の関係書類を検査させることができる。

（要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査）

第 11 条 所管行政庁は、法第 27 条第 4 項 の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修 認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第 27 条第 4 項 の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、 要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐 震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計 図書その他の関係書類を検査させることができる。

（独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物）

第 12 条 法第 29 条 の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法 （平成 15 年法 律第 100 号）第 11 条第 3 項第 2 号 の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第 4 号 の 施設である建築物とする。

附 則 （施行期日）

第 1 条 （略）

（地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件）

第 2 条 法附則第 3 条第 1 項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 第 8 条第 1 項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第 19 号に掲げる建築物（地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいも のとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。）にあっては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物 の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。

二 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める 階数及び床面積の合計（当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積 の合計をいう。以下この項において同じ。）以上のものであること。

イ 第 8 条第 1 項第 1 号から第 7 号まで又は第 9 号から第 16 号までに掲げる建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。）を除く。） 階数 3 及び床面積の合計 5,000 平方メートル

ロ 体育館 階数 1 及び床面積の合計 5,000 平方メートル

ハ 第 8 条第 1 項第 8 号又は第 18 号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数 2 及び床 面積の合計 5,000 平方メートル

ニ 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数 2 及び床面積の合計 1,500 平方メートル

ホ 小学校等 階数 2 及び床面積の合計 3,000 平方メートル

ヘ 第 8 条第 1 項第 19 号に掲げる建築物 階数 1 及び床面積の合計 5,000 平方メートル

三 第 3 条に規定する建築物であること。

2 前項第 2 号イからホまでのうち 2 以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附 則第 3 条第 1 項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項 第 1 号及び第 3 号に掲げる要件のほか、同項第 2 号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

（要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査）

第 3 条 第 5 条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第 13 条第 1 項」とあるのは「法附則第 3 条第 3 項において準用する法第 13 条第 1 項」と、同条第 1 項中「法第 7 条」とあるのは「法附則第 3 条第 1 項」と読み替えるものとする。

（以下略）

（３） 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（抜粋）

平成 18 年 1 月 25 日

国土交通省告示第 184 号

最終改正 平成 28 年 3 月 25 日 国土交通省告示第 529 号

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、地震により 6,434 人の尊い命が奪われた。このうち地震に よる直接的な死者数は 5,502 人であり、さらにこの約 9 割の 4,831 人が住宅・建築物の倒壊等による ものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。） が制定された。

しかし近年、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震、平成 20 年 6 月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、特に平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。

また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築 物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。このよう に、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。

さらに、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成 17 年 9 月中央防災会議決定） において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成 26 年 3 月中央防災会議決定）において、10 年後に死者数を概ね 8 割、建築物の全壊棟数を概ね 5 割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に 取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基 本計画（平成 27 年 3 月閣議決定）においては、10 年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本 的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

１ 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体 は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診 断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講 じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

２ 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による 負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、 多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保 だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、 国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公 表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の 促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第 22 条第 3 項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第 7 条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急 安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果 の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等 を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合 にあっては、法第 8 条第 1 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第 9 条（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容 の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号。以下「規則」という。）第 22 条（規則附則第 3 条において準用する場合を含む。）の規 定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、 当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨 を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよ う、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象 建築物の所有者に対して、法第 12 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築 物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分 の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築 物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針 事項」という。）第 1 第 1 号又は第 2 号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安 全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと 判断された建築物をいう。以下同じ。）については速や

かに建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うべきである。

ロ 指示対象建築物

法第 15 条第 2 項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、 指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する 安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準 法第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定 に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、 所管行政庁は、その所有者に対して、法第 15 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第 16 条第 1 項に規定する既存耐震不適格建築物について も、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第 2 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第 17 条第 3 項の計画の認定、法第 22 条第 2 項の認定、法第 25 条第 2 項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。 国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必 要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、 相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。 このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐 震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建 築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点 的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・ 交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第 32 条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」とい う。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導 等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、 地方公共

団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。 特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の 実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の 判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に 対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、全ての市町村は、耐震診断及び耐 震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、セン ター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情 報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。

国 及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑 に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第 5 条に規定する登録資格者講習をいう。以下 同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報 提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団 体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等を単位とした地震防災対策への取組の推進、ＮＰＯとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団 体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な 助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベーター内の 閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設 備の落下防止対策の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適 合しない建築物で同法第 3 条第 2 項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成 27 年 12 月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体 に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成 25 年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約 5,200 万戸のうち、約 900 万戸（約 18 パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約 82 パーセントと推計されている。この推計

では、耐震性が不十分な住宅は、平成 15 年の約 1,150 万戸から 10 年間で約 250 万 戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは 10 年間で約 55 万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第 14 条第 1 号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約 42 万棟のうち、約 6 万棟（約 15 パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約 85 パーセントと推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画、住生活基本計画（平成 28 年 3 月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用 する建築物の耐震化率について、平成 32 年までに少なくとも 95 パーセントにすることを目標 とするとともに、平成 37 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。

耐震化率を 95 パーセントとするためには、平成 25 年から平成 32 年までの間に、少なくとも 住宅の耐震化は約 650 万戸（うち耐震改修は約 130 万戸）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約 3 倍にすることが必要である。

また、多数の者が利用する 建築物の耐震化は少なくとも約 4 万棟（うち耐震改修は約 3 万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約 2 倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成 25 年から平成 32 年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数 と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約 130 万戸、多 数の者が利用する建築物については約 3 万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合して いるかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うこと が基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを 詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と 地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐 震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言 及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターと の間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改 修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第 5 条第 1 項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道 府県耐震改修促進計画」という。）を、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 20 号。以下「改正法」という。）の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光 部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目 標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村 の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に 当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府 県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二２の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の 用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定 期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐 震化を促進すべき建築物であるため、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証するべきである。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに 耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべ きである。

さらに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に 係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割 分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的 な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地 震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第 5 条第 3 項第 1 号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災 害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の 体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災 害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 10 号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益 上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第 5 条第 4 項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見

込みがないものまで定めることがないよう留意するべきである。

法第 5 条第 3 項第 2 号又は第 3 号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急 輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施 設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、 避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を 通過する道路、公園等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から 重要な道路については、同項第 2 号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、同項第 4 号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第 28 条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

さらに、同項第 5 号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機 構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられ る。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原 則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務 を補完して行うよう留意する。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に 詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレット の作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発 及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成 及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のため の啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に 応じ、市町村との役割分担のもと、町内会等との連携策についても定めることが考えられ る。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示、命令等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第 12 条第 3 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は法第 15 条第 3 項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修 を行わない場合には、建築基準法第 10 条第 1 項の規定による勧告、同条第 2 項又は第 3 項の規 定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望 ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成 17 年 3 月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東 南

海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第 6 条第 1 項において、基礎自治体である市町村においても、都道 府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定される ことが望ましい。また、改正法による改正前の法第 5 条第 7 項に基づき、市町村耐震改修促 進計画を策定している市町村にあっては、当該計画を改正法の施行後できるだけ速やかに 改定すべきである。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、 観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施 策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固 有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指 導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐 震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、市町村は、定めた目標 について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物であり、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証するべきである。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに 耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。

さらに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、市町村は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分 担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な 支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震 時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第 6 条第 3 項第 1 号又は第 2 号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急 輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点 施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実 施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を 通過す

る道路、公園等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から 重要な道路については、同項第 1 号の規定に基づき早期に沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの 作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のため の啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に 応じ、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第 12 条第 3 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は法第 15 条第 3 項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所 有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第 10 条第 1 項の規定による勧告、同条第 2 項又は第 3 項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について 定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第 17 条第 3 項の計画の認定、法第 22 条第 2 項の認定、法第 25 条第 2 項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。

なお、法第 22 条第 2 項 の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをも って、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な 理解が得られるよう留意するべきである。

附 則 （略）

（別添） 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（略）

８　各種団体連絡先

関係団体名	住　所	電話番号
一般社団法人熊本県建築士事務所協会	熊本市中央区九品寺4-8-17	096-371-2433
一般社団法人熊本県建設業協会	熊本市中央区九品寺4-6-4	096-364-2122
一般社団法人熊本県建設業協会八代支部	八代市新町3-9	0965-35-3743
公益社団法人熊本県建築士会	熊本市中央区神水1-3-7	096-383-3200
一般財団法人熊本県建築住宅センター	熊本市中央区神水1-3-1	096-385-0771
熊本県住宅リフォーム協会	熊本市中央区新屋敷1-14-29 菊池郡菊陽町光の森７丁目40-1（事務局）	096-375-4550 096-349-2727

９　要緊急安全確認大規模建築物

※病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等

用　　途	対象建築物の規模
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数２以上かつ3,000㎡以上
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数１以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数３以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館、演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
ホテル、旅館	
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数２以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
幼稚園、保育所	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館	階数３以上かつ5,000㎡以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	階数１以上かつ5,000㎡以上（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）